

聖語蔵の古写経と正倉院文書

杉  
本  
一  
樹

The *Shōgozō* Sutras and the Shōsō-in Documents  
Sugimoto Kazuki

The *Shōgozō* 聖語藏 represents an impressive collection of manuscripts of Buddhism texts amounting to 5000 scrolls 卷. The collection was originally housed in the monastic library of the Sonshō-in 尊勝院 at the Tōdai-ji 東大寺 Temple in Nara. In 1893, it was presented as a gift from the Tōdai-ji to the Japanese Imperial House, which has undergone its conservation ever since. The collection is currently cared by the office of the Shōsō-in Treasure House 正倉院, the Imperial Household Agency, and the *Shōgozō* includes not only Chinese sutras dating back to the Sui 隋 and Tang 唐 dynasties but also numerous Japanese ones copied during the Nara 奈良 period. This makes it one of the most valuable material for the study of ancient Buddhism history in the East Asia.

The Shōsō-in documents 正倉院文書, on the other hand, include various types of manuscripts such as ledgers, records, etc. originating from and stored at the Tōdai-ji scriptorium 写經所. They represent a unique treasure trove of historical records which give a glimpse into the ‘backstage’ of the manufacturing and copying process of the manuscripts,

The bulk of the *Shōgozō* Nara manuscripts consists of two Chinese-language *Tripitaka* collections: (1) the *Tenpyō Era Year 12 Go-gankyō* 天平十二年御願經 sutra (750 scrolls) (hereafter, *Tenpyō*), and (2) the *Jingo Keiun Era Year 2 Go-gankyō* 神護景雲二年御願經 sutra (742 scrolls) (hereafter, *Jingo*).

The *Tenpyō* corpus was copied at the behest of Empress Kōmyō 光明皇后 for her parents’ happiness in the world hereafter. The empress publicly vowed to sponsor the copying of the collection on the first day of the fifth lunar month, hence the other name by which the sutra is known, i.e. *Gogatsu ichinichi kyō* 五月一日經. The initial plan was to copy the 1076 texts (totaling 5048 scrolls) which are registered in the *Kaiyuan Buddhist Catalogue* 開元釈教錄. The project was later expanded to include doctrinal works 章, commentaries 疏, extracts 抄, etc. compiled and transmitted in Japan.

The *Jingo* sutra, on the other hand, is not closely connected to the era whose name it bears. Only 4 scrolls, accompanied by Empress Shōtoku’s 稱徳天皇 prayer 願文, date to Jingo Keiun Era Year 2. Most of the other manuscripts were actually copied between years 5 and 7 of the Hōki 宝亀 era.

We know from the Shōsō-in documents that during the Nara period far more Buddhist manuscripts than the extant ones were produced. Apart from several sets of the *Tripitaka*, a huge number of separate copies of major sutras like the *Buddhāvataṃsakasūtra* 華嚴經, the *Saddharmapuṇḍarīkasūtra* 法華經, the *Mahāprajñāparamitāsūtra* 大般若經, etc. were written. This was a state project aimed at keeping the peace and safety of the nation by means of the Buddhist teachings.

Turning our attention to the material culture, the Shōsō-in also preserves many objects and materials relating to the scriptorium activity possible. These include brushes, ink, copyists’ work clothes, sleevelets, copying pads, provisional coverings for the manuscripts, models for making the coverings, etc.

The scriptures and the miscellaneous records of the scriptorium are written on the same kind of paper. We see examples of recycling the paper. Loose ends and scraps of the paper from sutra copying were reused to write the scriptorium records. Furthermore, regulations were in place to reuse the paper damaged in the process of copying the scriptures for writing secular records. For instance, scraps discarded after the copying of the *Dasheng xuanlun* 大乘玄論 manuscript (whose extant fragments I examine in detail) were reused by a scriptorium clerk named Shibi-no-marō 志斐万呂 to write a record dated to the third month of Year 18 of the Tenpyō era, i.e. 746. Compared with the current content, features such as typographical errors can be confirmed. This also allows us to elucidate the content.

# 聖語蔵の古写経と正倉院文書

杉本一樹

はじめに

筆者は、平成二十二年（二〇〇九）一二月に国際仏教学大学院大学で開催された公開シンポジウムに参加し、「正倉院事務所による聖語蔵経巻デジタル化事業について」と題して宮内庁正倉院事務所の事業への取り組みについて紹介する機会を得た。そこから一〇年を経た現在、退職後も引き続きこの事業にかかわっている。ここでは、かつての報告と重複する点もあるが、令和元年一月九日の公開研究会で報告した内容―聖語蔵経巻の概要に始まる標記の内容について述べ、若干の事例紹介を付け加えたい。

## 一 聖語蔵の歴史と経巻の類別

まず、聖語蔵経巻の由来と現状を理解するため、全般にわたる目録である『正倉院聖語蔵経巻目録』の凡例を紹介したい。

## 『正倉院聖語蔵経巻目録』 凡例

（原文のカタカナ書をひらがなに改め、読点、段落記号ほか注記を附した）

一 〈A〉 聖語蔵経巻は本と東大寺塔中尊勝院に伝来せしものなり、尊勝院は村上天皇天徳四年（九六〇）の創建に係り、後ち治承の乱（一一八〇）に焼失し、再建後復た永祿の兵燹（一五六七）に罹り、堂宇悉く焼失し、唯一宇の経蔵を余すのみ、之を聖語蔵と称せり、尊勝院焼失後は東大寺に於て之を管理し来りしが、維新後明治廿六年（一八九三）同寺より出願し、経巻経蔵を併せて之を帝室に献納し、尋で宮内省に於いて経蔵を正倉院構内に移設し、旧に仍りて尚ほ之を聖語蔵と称す

一 〈B〉 聖語蔵移設後は宮内省宝器主管に於て之を管理し、首として経巻の紛雜を正し整理稍々緒に就かんとするの際、明治四十一年（一九〇八）帝室博物館官制の改正に因りて宝库と共に帝室博物館の管理に帰したり、是に於て同四十二年及翌四十三年の両度、帝室博物館総長股野琢、同館美術部長今泉雄作を伴ひて東京より至り、奈良帝室博物館長及同館学芸委員数名と共に聖語蔵に就きて経巻を整理し、専らその類別に従事せり、類別目次に掲ぐる所の類目即ち是なり

一 〈C〉写経及版経に甲種及乙種の別を附したるは、字体に優劣あり時代に新古ありて、経巻としての品位に於て同一視すべからざるものあるを以て之れが等差を立てたるなり

一 〈D〉雑書の類を設けたるは、経巻中蒙求白氏文集等の残欠其他、経巻と視るべからざるもの混入せるを以て、之を分別類集したるなり

一 〈E〉後年、以上の類別に依り、一部目録の編製を企図したれども、破損経の首尾欠失せるもの若くは異類混同せるものの如きは、甄別離合によりて巻数其の他に異同を生ずるものあり、随て目録の定稿を得難く今日に至りしが、事務上時々目録の必需起るを以て、今仮りに排印して筆写の勞に代へ、以て不時の急需に備ふるものなり

昭和五年九月 奈良帝室博物館 正倉院掛

まず、〈A〉項で尊勝院・聖語藏の由緒が述べられる。東大寺尊勝院は、転害門の東北にあつた華嚴・真言二宗兼学の東大寺院家であり、華嚴宗本所として寺内の三面僧坊や法華堂に止住する華嚴宗僧の頂点に位置した。その経藏が聖語藏である。別当光智が村上天皇の勅をうけて建立、凡例が採用する天徳四年(九六〇)のほか、天曆九年(九五五)創建説もある。寛弘五年(一〇〇八)に炎上したと記すが、被害の程度は明かではない。その後、治承四年(一一八〇)の平重衡の南都焼き討ちのさい、大仏殿・三面僧坊とともに焼亡した。

その後、建久(一一九〇)―正治二年(一二〇〇)にかけて尊勝院は院主弁暁によって再興された。現在の聖語藏経藏はこのときの建造かとされる(堀池一九五四)。今も室町期のものといわれる「聖語藏」の扁額が掲げられてい

るが、名称の正確な起源は知り得ない。

現在の聖語藏経巻は、鎌倉再興以後のものが数的には優位を占めるが、平安以前の書写にかかる経典もまた多数に上る。これらは治承の焼亡時には他所にあつて難を逃れたものと見なければならぬ。その場所の一つが正倉院宝庫南倉と想定される。当時この南倉は、僧綱の管理する綱封倉の扱いであった。

この鎌倉再興の尊勝院は、永祿一〇年、再び兵火に遭つて焼失する。三好・松永の戦いとして知られる合戦で、大仏殿を初めとする東大寺の諸堂舎が同様の憂き目に遭つている。尊勝院家そのものが室町時代末には廃絶したといわれ、管理も覚束ないなかで「ただ一字の経藏」が残つたのは、僥倖といわねばならない。聖語藏は、その後も東大寺の管理下にあつて元の位置に立ち続け、維新後明治一一年に尊勝院の建物は奈良町に売却されて鼓阪小学校となった。中身の経巻は、明治二六―二七年(一八九三―九四)に帝室に献納と決まり、同二九年に聖語藏の建物も移設が決定した(現位置Ⅱ正倉院構内への移築は明治三五年以降実施されたとする記録がある)。この時期以降の宮内省による管理をしるしたのが次項である。

〈B〉項は、明治期の状況である。いささかの曲折を経て経巻が正倉院宝庫と同じく帝室博物館の管理に帰した後、明治四二年(一九〇九)に総長股野琢の具申により、股野・久保田鼎・今泉雄作らによつて類別を主眼とする経巻整理が開始されたことが記される。翌年、いちおう分類整理は完了し、修理規程を立てて引き続き修理が開始された。

最初期の修理は、東京へ経巻を運んで実施されている。奈良に御物修理所が開設されるまでの僅かな期間であるが、修理品の選定のためには全容の把

握は必要であつたらう。この時点での類別は次のような構成で、現行分類よりやや細かい。のちに『昭和法寶総目録』に採録されたのはこの段階の目録であり、次に紹介する現行目録とは違いがあることに注意が必要である。

(明治四三年五月現在) 四七六八卷／一二六帖／六括

(類別) 隋經・唐經・天平經・天平勝宝經・天平神護經・願經・神護景雲經・延曆經・天長經・長承經・中臣經・名写・承元經・雜写・寛治版・宋版・名版・雑版・雑書(一九類)

その後、類別・卷数に修正を加えて、明治大正の交には、ほぼ『正倉院聖語藏經卷目録』にみえる下記の現行分類に移行している。この分類に至る整理方針については、〈C〉〈D〉各項にも補足的に記されている。まず内容構成について類別目次から転記して示す(参考としてデジタル出版の刊行期数を付記した)。この総目では巻・帖を区別せず巻と表記しているが、この総計四九六〇巻が、現在も基準数として用いられている。

写經之部	
第一類	隋經 八点 一二卷(第一期)
第二類	唐經 三〇点 二二卷(第一期)
第三類	天平十二年御願經 一二六点 七五〇卷(第二期)
第四類	神護景雲二年御願經 一七一点 七四二卷(第三期)
第五類	甲種写經 九〇点 三一六卷(第四期)
第六類	乙種写經 二九〇点 二〇一二卷(第五期・刊行途中)

#### 版經之部

第七類	寛治版 一点 八卷(以下、刊行準備中)
第八類	宋版 一二点 一一四卷
第九類	甲種版經 七点 五四卷
第一〇類	乙種版經 三三三点 七〇三卷
雑書之部	
第一一類	雑書其他 一五一点 一八卷
計	七八三三 四九六〇卷

大正三年(一九一四)、正倉院掛は奈良帝室博物館のもとに移った。翌年の御物修理所の竣工をまつて、経巻修理は奈良で継続して行われるようになり、以後、古裂整理と並ぶ中核業務となった。一巡目の修理が終了するのは、平成二〇年のことである。

〈E〉項には、現在の『正倉院聖語藏經卷目録』印刷の由来を記す。昭和五年(一九三〇)にあくまで事務上の必要から印刷されたもので、爾後の巻数増減を含む変動が予想され、未定稿の段階に止まることが説明される。確かに修理はまだ第四類途中に差し掛かった頃で、まだ全数の半ばに達しない段階であった。しかし実際は、この目録が現在まで管理の大枠をさだめた基準として半固定的に用いられることとなる。また管理の体制も、第二次世界大戦を挟んで大本の管理主体である宮内省が宮内庁へと改組されたが、基本となる宮内大臣封が宮内庁長官封に引き継がれたように、現場に大きな影響を与えるような変化は見られない。むしろ、昭和三五年、正倉からの宝物移納と一連の動きの中で、経巻が聖語藏を離れて昭和二八年竣工の東宝庫に移

納されたのが最も大きな変化と言えようか。

## 二 『正倉院聖語藏経卷目録』凡例が語らなかつたこと

### ―その後の展開

『正倉院聖語藏経卷目録』は、上記のような成立の事情を考えれば、聖語藏経卷の価値について声高に語る場でないことは理解される。帝室博物館総長森鷗外が国語学者の大矢透博士に経卷調査を慫慂したのは、内部関係者が早い時期にその学術的価値を認識した一例と見られるが、多くの場合、外部の専門家による「価値の発見」が先行することのほうが多かった。

仏教学について見ると、大正一―昭和二年、『大正新脩大藏経』刊行に際し、校合本の一つに聖語藏本が使われたことが特筆される。隋経・唐経・天平願経・神護景雲願経・甲写・宋版など、総計一九八九卷を出蔵、東京上野の帝室博物館に運び、大正二二年五月末から同館で校合作業が行われた。これを「第二校合所」と称し、九月一日に発生した関東大震災でも経卷は無事であった。これによって、聖語藏本のテキストは、大正新脩大藏経本文・校異の中に紹介されることとなった。

また昭和二五年、東大寺図書館による閲覧調査が開始されている。東大寺所蔵経卷と一類で両所に分かれて所蔵されている経卷について目録を作成する、という当初の出願目的であった。影響としては局限的であるが、堀池春峰を中心に進められた調査は重要な内容を含んでいる。

このほか長期にわたって続けられているものとして、国語学者（訓点語学）による点本調査がある。先述の大矢透博士による調査を嚆矢として、専門家

による原本へのアプローチの実績としては、以下のように続けられた。

大正五―一二年、大矢透博士による調査

昭和六―一四年、春日政治博士による調査

昭和二六―二八年、国語学者（訓点語学）による点本調査（昭和五二・五四、平成一八年）。

昭和三〇―四〇年代、訳読文・写真の公開（訓点語学会『訓点語と訓点資料』、『書陵部紀要』、『正倉院年報（紀要）』ほか）、模写本への移点（鈴木一男）。

この状況の下で、平成一二年から、聖語藏経卷のカラー画像のCD出版第一期刊行が開始される（のち媒体はDVDとなる）。現在、乙種写経（途中）まで刊行されている（丸善雄松堂株式会社）。これによって、カラー画像による全卷の公開という新たなフェーズに踏み出したことになる。

### 三 正倉院文書について―聖語藏経卷との関わりに限定して

正倉院文書は、幕末―明治の原本の整理を経てその内容が知られるようになった史料群である。その後、明治三四年―昭和一五年の間に『大日本古文書』（編年文書）二五冊が刊行され、正倉院文書の全容が活字化されて学界の共有財産となる過程を通じ、日本古代史の分野における基礎資料として揺るぎない地位を占めるに至る。研究進展の画期となる諸研究もまた数多く発表されているが、ここでは研究史としての紹介は全て割愛する。

研究の基盤となる史料へのアクセスという面では、右の『大日本古文書』（編年文書）二五冊による活字テキスト化（単純な文字列とは異なる記載の様態

をさまざまな工夫により版面に再現している)に続き、昭和三〇年代、正倉院文書全巻がマイクロフィルムによって撮影され、モノクロ画像の公開というフーズまで進んでいる。この延長上のカラー画像は、モノクロに比して格段の情報量を内包するが、その公開は部分的なものに止まっている。代わって、永らくフィルムの複製もしくは紙焼きの頒布という形態で公開されてきた文書マイクロフィルムが、最近宮内庁正倉院事務所のホームページ上でも公開され、画像アクセスの利便性は著しく向上した。

総じて、上述の基盤整備によって、近年の正倉院文書研究は著しく精緻化している。他方、論じられているテーマに習熟していないと簡単には理解しにくい、繁多化とでもいべき状況も生まれている。

その中で、聖語藏経巻の奈良朝写経はどこで生まれたか?という点に絞って、説明をしていこう。

聖語藏経巻のうちの奈良朝写経(天平十二年御願経・神護景雲二年御願経)を生み出した現場の作業所が「東大寺の写経所」である。写経事業そのものは東大寺成立以前に遡り、時期によって史料に見える名称は変化するが、一つの系統を辿ることのできる組織として奈良時代末まで存続した。単純化して言えば、ここで作られた製品(写経)に対する製造工程管理の記録、という関係となる。少し表現を変えれば、この写経所で生成・蓄積された記録類が「正倉院文書」と理解できる。だからこそ当時の仏教政策にかかわる大きな動きから、個別の一卷一卷まで、総論・各論の両様に幅広い効き目があると言えよう。世に古写経が数多く伝存する中、これだけ多量かつ詳細な舞台裏の記録が共に伝存する例は他にない。

本稿の元となった発表時には、完成品の一例として令和元年(第七一回)

正倉院展に出陳された四分律巻二三を紹介し、書写後の白書書き入れ「此巻重写」による重複の指摘や、大正年間の修理記(森鷗外の花押が見える)の状況をスライドで示した。

以下、上述二種の一切経書写の経緯を略述するが、煩を避けて当日のレジユメに提示した時系列による整理を転載する。記述中、傍線を付した内容は、経巻自身から知られる内容、波線を付したものは、『続日本紀』など「外」の史料によって知られるものである。

#### (一) 天平十二年御願経(七五〇巻)

巻末に付された光明皇后の願文の日付に因んだ「五月一日経」の名でよく知られている。天平写経の代表ともいえる名写であり、聖語藏の七五〇巻のほか外部に所蔵されるものを含めて、現存巻数は一〇〇〇巻近くに達すると見られる(山下一九九九ほか)。

・(天平五年頃)光明皇后が父母の冥福を祈って発願した一切経。皇后宮職内の写経所でスタート。

・天平八年(七三六)以後は、玄昉が唐から将来の經典類を拠り所に、『開元釈教録』に基づく一〇七六部五〇四八巻の一切経書写(大小乗経律論・賢聖集伝)を目標に掲げる。

・天平一二年(七四〇)五月一日。願文「ここで完成した經典の功德により、聖朝が永く続き、臣下は忠節を尽くすとともに、仏法のさらなる普及を願う」↓一区切り(写経所の活動も中断)。

・天平一三年。写経所の移転、活動再開(福寿寺写一切経所)。

・天平一四年、大和国金光明寺の成立と共に、写経所もその配下の機関とな

り、五月一日経も国家的な事業として新たな地位を獲得する。他方、底本  
入手の限界

・天平一五年五月。写経の方針変更（章・疏・抄・別生経・偽経・疑経・録外経  
への対象拡大）。

・天平勝宝元年（七四九）以降、段階的に事業終息に向かう。同五年の造東  
大寺司関係品の検定（正倉完成に伴うか）のなかに「宮一切経」関連品。写  
経所の手を離れ、東大寺に移管か。章疏のみ書写継続。最終的には六五〇  
〇〜七〇〇〇巻規模となったか。

・天平勝宝七歳（七五五）頃には、全面的な勘経も行なわれ、権威ある一切  
経としての位置を確立した。総じて五月一日経には書写時点での最良のテ  
キストを入手する姿勢が見受けられるが、部分的な不備も残る。

## （二）神護景雲二年御願経（七四二巻）

永らく称徳天皇の発願にかかる「神護景雲二年（七六八）御願経」と考え  
られてきたが、実は、ほとんどが別の一切経であり、その中核部分は宝亀四  
〜七年に書写された「今更一部一切経」である（飯田二〇二二）。

・ホンモノの「神護景雲二年御願経」は、巻末に願文を具えるが、聖語蔵に  
は四巻が残るのみ。この一切経は内裏系統の写経機関である写一切経司  
（西大寺に設置）での書写と見られる。

・神護景雲四年（＝宝亀元年・七七〇）から、東大寺写経所での事業が再開。

「今更一部」とは、五部一切経（全体構想では十部。先一部・始二部・更二部）  
の最後の一部。

・五部一切経は、称徳天皇崩御・道鏡失脚をへて、引継事業として開始。ル

ーティーンワーク化。

次に、この写経所で生成・蓄積された記録類について、本節のはじめに  
「製造工程管理の記録」という喩えを出したので、その流れで説明してみた  
い。概要を図式化したものが別掲の模式図・表で、同じ内容を形を違えて表  
示したものである。

写経の各工程は、分節化した「しごと」に細分される。それぞれに対応す  
る個別記録・帳簿を作成し、一定の記載ルールに従って文字に定着させるこ  
とで、業務の正確な把握、担当者間の共有・相互参照、項目どうし、帳簿ど  
うしの相互参照（クロスチェック）が可能な状態となるのである。以下に対  
象となる作業、従事者、物品を項目として示す。

### 《写経工程管理》

作 業（造紙〔継打界〕↓写↓校↓装書・題）

従事者（経師・校生・装潢・題師）

必要物品・底本、紙筆墨、写経用具（式・敷紙）

《労務管理》 作業報告（手実）と布施支給、衣服、給食、出勤休暇管理、

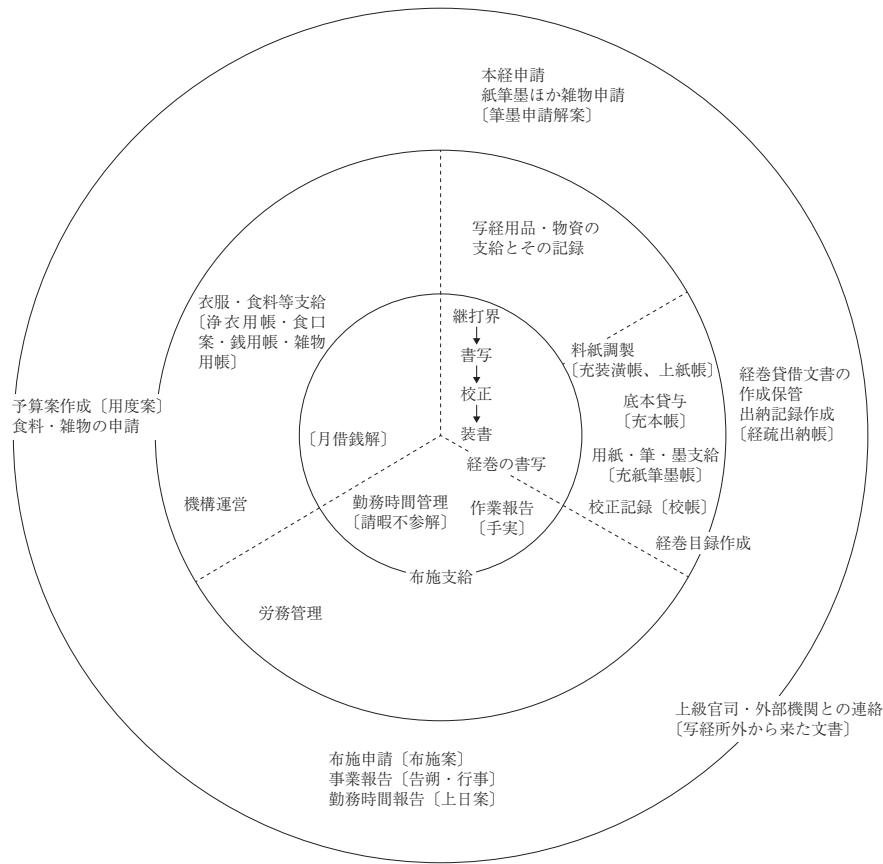
福利厚生

《機構運営》 予算決算、上級官司との連絡（事業報告・物品請求）、

写経所文書が、これだけの内容を含んでいるからこそ、個々の現存経巻と

の対照作業という各論の局面でも有効であることが了解されよう。





模式図 写経所の仕事：「中心一周縁」バージョン

主体	記録作成の	機構運営	労務管理	経巻の書写	仕事の区分
装演	写経生 (経師・校生・)	「月借錢解」	作業報告 「手実」 勤務時間管理 「請暇不参解」	継打界 書写 校正 装書	写経所内部での仕事
写経所案主・別当	衣服・食料 等支給 「浄衣用帳 ・食口案・ 雑物用帳」	衣服・食料 等支給 「浄衣用帳 ・食口案・ 雑物用帳」	布施支給	「校帳」 校正記録 「充紙筆墨 帳」 「筆墨申請 解案」	写経用品・ 物資の支給 とその記録
	予算案作成「用度案」 食料・雑物の申請	予算案作成「用度案」 食料・雑物の申請	布施申請「布施案」 事業報告「告朔・行事」 勤務時間報告「上日案」	本経申請 経巻貸借文 書の作成保 管 出納記録作 成 「経疏出納 帳」 経巻目録作 成	写経用品・ 物資の請求 出納 経巻の管理
写経所外 の機関	[写経所外からきた文書]				上級官司・外部機関との連絡

表 「写経所の仕事」の構造（「」内は文書・帳簿の名称）

#### 四 正倉院文書について―視点を少しずらして、事例いくつか

さて、正倉院文書等の文献史料から知ることのできる奈良朝写経の範囲は、現存数に比べて遥かに広い。奈良時代には、いくたびかの一切経書写のほか、華嚴経・法華経・大般若経をはじめとする枢要経典を時々の必要から大量部数書写することも多かった。いずれも仏法による鎮護国家を目指す、国を挙げての事業だったのである。この時代、一切経書写と並行して、その合間に個別経典を書写するのは普通にであったことで、これを「間写経」と呼び、逆に一切経のほうを「常写」と称することもあった。

さらに、「もの」としての側面に着目すると、正倉院文書のなかには、写経用具が混在することがある。写経用の下敷きである下纏しもまき、書写後の経巻を一時収納する仮帙、経帙の実物見本として作られた帙様ちまのなまなどがその例で、文書の反故が用具に、用具が文書にと、双方方向の越境状況が知られる。「もの」の世界ということでは、同時代の伝世品である「正倉院宝物」が視野に入ってくるが、ここまで範囲を広げると、筆・墨、写経生の着用した浄衣・腕貫などの現物も伝存する。

再び正倉院文書に戻ろう。写経所文書と経巻が場合によって地続きとなることもある。

「端継」は、史料にみえる語について以前検討した事例だが、その正体は、完成品としての経巻の製作過程で切除された紙で、後に写経所文書として使用されて残っていたものである（杉本「端継・式敷・裏紙」〔杉本二〇〇一所収〕、佐々田二〇一七）。

写経途中での書き損じは、写経所文書では「破」として見えるが、返上・回収について一定のルールが存在したらしく、破紙そのものが文書の料紙として再利用されている事例も少なくない。これについて、最近、敦煌文書にみえる兌廢稿だはいこうとの関連が矢越葉子氏によって指摘されている（正倉院文書研究会 令和元年一〇月報告）。「兌」はかえる、脱する、の意かと思われる。

ここでは、矢越氏の挙げられなかった事例から、正倉院文書の統修別集四六巻第五紙を取り上げたい。当該巻を対象とする『正倉院文書目録』四および『正倉院古文書影印集成』十三の刊行時には経名未詳となっていたが、調べると、大正蔵四五巻諸宗部No. 1853に収録する「大乘玄論」に字句が一致することが判明した（釈文・写真別掲）。

同書は『仏典解題事典 第二版』春秋社一九七七では、次のように解説されている。

「大乘玄論 だいじょうげんろん 五巻、吉蔵（五四四～六二三）撰。…著者嘉祥大師吉蔵は、三論教学の大成者としてその宗要を概論した《三論玄義》や所依とした三論の注釈書を論述したばかりでなく、当時の仏教界で講学されていた法華・大品・維摩・華嚴・涅槃・勝鬘・弥勒・仁王・觀経・無量寿・金光明・金剛等の大乘経典の註疏も数多く現存する。《大乘玄論》は、これら経論に関する著述の重要な問題がほとんど含まれ…本書の日本への伝来は明かでなく、その刊行も弘安三年（二二八〇）の寂性が初めてで、流布も比較的少なかった…《奈良朝現在目録（石田茂作、杉本注）》中には二二部の三論系統の書名中にも最澄・円珍等の請来録にも見当たらないが、…」（塩入良道）

また別名は大乘玄義といい、七寺蔵「一切経論律章疏集（伝録）并私記巻

上」〔法金剛院蔵〕大小乗経律論疏記目録』（『中国・日本経典章疏目録』一九九八年）にも著録されている。

ただし発表当日の質疑のなかでご教示があったように、この破紙に経題が明示されている訳ではないから、この経典が「大乘玄論」と呼ばれていたと断定できず、同時代の流伝もあらためて精査する必要がある（岡本一平氏）。この留保を付したうえで、以下本稿では引き続き「大乘玄論」写本と呼ぶことにする。

この破紙が、実年代に結びつくのも、正倉院文書の特徴である。写真の左上隅に見えるように、「破」の書き入れによって本来の用途から外れたことが示される。その後破紙は写経所の事務を現場で統括していた案主志斐万呂によって二次利用され、他紙と貼り継いで「間紙充帳」（天平一七年始）の一部として使われた。志斐万呂は同時期に彼が取り扱った帳簿類と同じように、貼り継いだ紙の継目ごとに「志」の裏封を加えている。「大乘玄論」写本の裏には、「間紙充帳」の天平一八年（七四六）三月初めの記載が来るので、これが「大乘玄論」書写時期の下限となる。さらに、この一紙がなぜ「破」の判定を下されたか、という観点も興味深い。これは完成形の経典側からはいかがい知れない側面であることに注意したい。具体的には、写本に見える脱落・重複・不完全な文字など、形として目に見える特徴の吟味を経て、専門家によって内容の解明へ進むことが期待される。

#### 参考文献

「東大寺尊勝院院主次第」「東大寺尊勝院記附録」「大日本佛教全書」東大寺叢書二  
飯田剛彦「聖語蔵経卷」「神護景雲二年御願経」について」（『正倉院紀要』三

四号、二〇一二年）

石田茂作『写経より見だる奈良朝仏教史の研究』附 奈良朝現在一切経疏目録（東洋文庫、一九三〇年）

佐々田悠「正倉院文書と聖語蔵経卷」（『歴史のなかの東大寺』、法藏館、二〇一七年）

杉本一樹『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一年

堀池春峰「光明皇后御願一切経と正倉院聖語蔵」（『南都仏教史の研究』上、法藏館、初出一九五四年）

牧田諦亮監修・落合俊典編『七寺古逸経典研究叢書六 中国・日本経典章疏目録』大東出版社、一九九八年

山下有美『正倉院文書と写経所の研究』吉川弘文館、一九九九年

統修別集第四十六卷第5紙 「大乘玄論」 卷二殘卷

- 1 時應須單言有也。今此中單言不有者。此為欲明有義。
- 2 何者。我以不<sup>時</sup>不此有。不以不此無故。不有得是有也。若
- 3 以不不於無。可令是無。而今以不不有故。只不有是有。事
- 4 如小乘明義。色(即)是好。不可此色非好也。故得不有是有義。
- 5 得此義故。聞破不畏。得<sup>謂</sup>不瞋等也。次得言有反成破有
- 6 義。何者。我本破有故言有。如世人不耐惡而言惡。此惡之
- 7 言。豈不令除此惡。今有亦然。我不耐此有故言有。豈不破
- 8 此<sup>因</sup>耶。又直言有。不說有因緣故。是破有義。單言無亦然。
- 9 次單言有則是中道。不<sup>得</sup>言有非<sup>因</sup>方是中道(也)。何者。直言
- 10 有。此非是非有亦<sup>非</sup>是有有。此有既非是有復非非有。
- 11 豈<sup>非</sup>(不)是中道乎。又有上自有是非。我直言有不言其是。復
- 12 不言非。故此有即離是非。故是中道。若有雖離是非。而有
- 13 此有故非中道者。汝中道雖離有無而有此中故得是
- 14 (中道)者。何妨我有離是非故得是中道(也)耶。且自我直言有亦
- 15 不言有此有。知無此有故言是中道。單無亦然。次單明有
- 16 具足一切諸法。何者。此有<sup>此</sup>是無所有故。若有所無即失
- 17 一切法。今是無所有名有。故具足一切法今是無所有名
- 18 有。故具足一切法也。單言無亦然。但是無所得故言無。此無
- 19 豈不具足一切法耶。次<sup>因</sup>(釋)性空意者。然有無所以得有諸
- 20 法。意無礙者正由有性空故爾。今須釋性空。亦是多

- 21 意。但辨八意(也)。一者明本性是空。但遇緣故有。有<sup>正</sup>(止)還本
  - 22 性。故言性空也。二者明本性是空。而末是假有。如是意故
  - 23 <sup>言</sup>性空也。三者本性常空。無有不空時故言性空也。四者
  - 24 明只因緣<sup>諸</sup>法是空故。言性空也。五者破性有得此空故。言
  - 25 性空也。六者破無性法。此法明止空有性故。言性<sup>因</sup>空也。八者
  - 26 有所無法性空故。言性空也。(今)略明八意異相。而大意無異。
  - 27 但是一性空。如是諸法性空隨義使用。用一即度之須得
  - 28 意。如空中織羅(紋)也。性空既爾。畢竟<sup>空</sup>(亦)然。次明因性空辨得
  - 29 失待不待義(也)。失此性空故失。失不<sup>得</sup>得。得性空故為得。
  - 30 得即待失。何者正為得失反故。失既失得。故(失)不待得。得
  - 31 者得於失。故得待失。此分際義(也)。第一須得意。最急
- 「破」

大正藏四五卷諸宗部一 (No. 1853) 34c~35a 頁 (底本は徳川時代刊宗教大学蔵本。校異ナシ)  
SAT 2018・CBETA 2018 電子佛典集成による電子テキストに主な文字の異同を加えて示した。

■…写本では空格または不完全な文字

□…写本にのみ見える

( )…写本では脱

傍線…重複書写

時應須單言有也今此單言不有者欲為微明有義  
何者我以不待不此有不以此為故不有得是有也若  
以不不於无可令是无如令以不不有故只有是有  
如小乘明義色是好不可此色非好也故得不有是有義  
得此義故開破不畏得<sup>言</sup>不暇等也次得言有及成破者  
義何者我本破有故言有如世人不耐惡而言惡此惡之  
言豈不令除此惡今有二姓我不耐此有故言有豈本破  
此<sup>有</sup>邪又直言有不說有因緣故是破有義單言无二姓  
次單有即是中道不<sup>言</sup>言有非有<sup>方</sup>方是中道何者直言  
有此非是味有二非是有有此有既非是是有反非非有  
豈不是中道乎又有上自有是非非我直言有不言其是俱  
不言非故此有則非是非故是中道若有離離是非而有  
此有故非中道者此中道雖離有无而此中故得是  
者何妨我有離是非故得是中道也且自我直言有二  
不言有此有知无此有故言是中道單无二姓次單明有  
具是一切諸法何者此有是无所而有故若有而无則失  
一切法今是无所而有名有故具是一切法今是无所而有名  
有故具是一切法也單言无二姓但是无所得故言无此无  
豈不具是一切法耶次明性空意者昧有无以得有諸  
法意无者由有性空故尔今頂釋性空二是多  
意但弁八意一者明本性是空但遇緣故有有正還本  
性故言性空也二者明本性是空而未是<sup>有</sup>有如是喜故  
<sup>言</sup>性空也三者本性常空无有不空時故言性空也四者  
明只因緣法是空故言性空也五者破性有得此空故言  
性空也六者破无性法此法明上空有性故言性空也若  
有所无法性空故言性空也畧明八意<sup>相</sup>相而太喜无<sup>有</sup>  
但是一性空如是諸法性空隨義便用一則度之頂得  
意如空中纖毫也性空既尔畢竟空然亦明因性空而得  
尖待不待義尖此性空故尖夫不<sup>得</sup>得得性空故為得  
得則待尖何者正為得尖及故尖既未得故不待得得  
者得打尖故得待尖此之際義第一頂得意取急

31  
30  
29  
28  
27  
26  
25  
24  
23  
22  
21  
20  
19  
18  
17  
16  
15  
14  
13  
12  
11  
10  
9  
8  
7  
6  
5  
4  
3  
2  
1

統修別集四十六卷第5紙 (經名未詳)

1紙 29.05 × 57.6 cm 墨界 31行

○…空格または不完全な文字  
□…重複書写  
□…写本にのみ見える

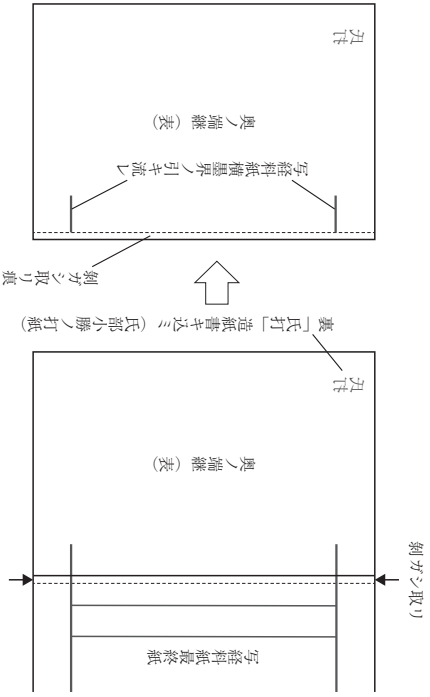


図4 「奥の端継」 模式図 (佐々田 2017)

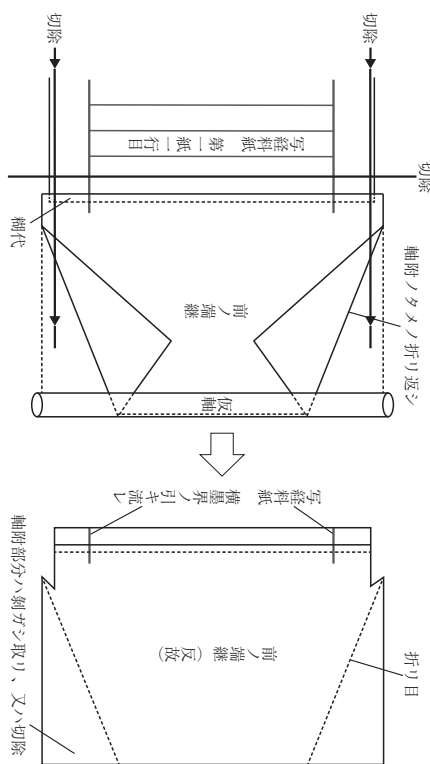
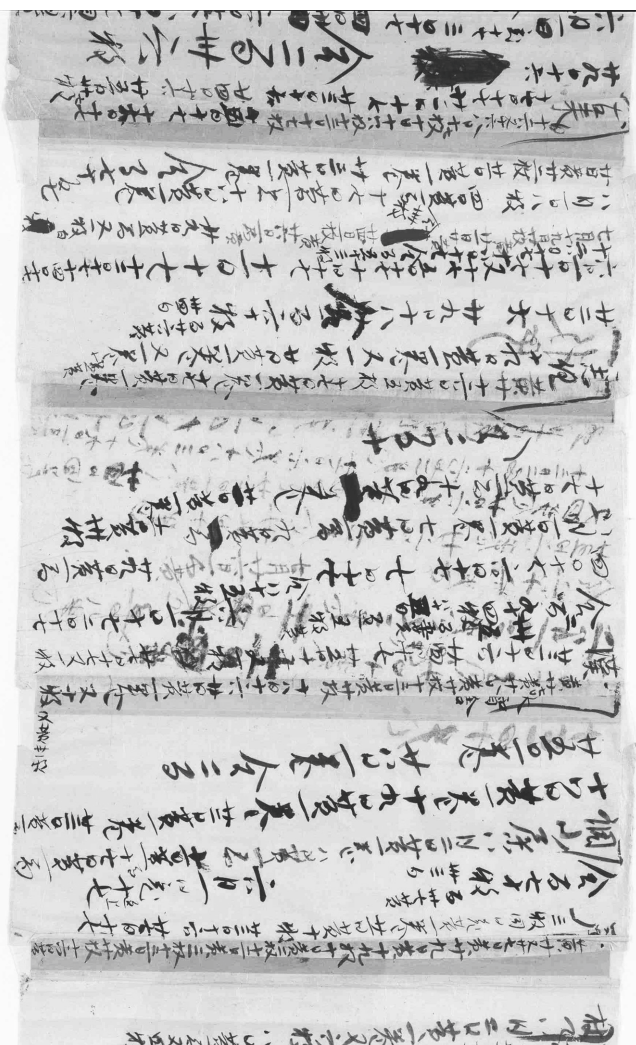
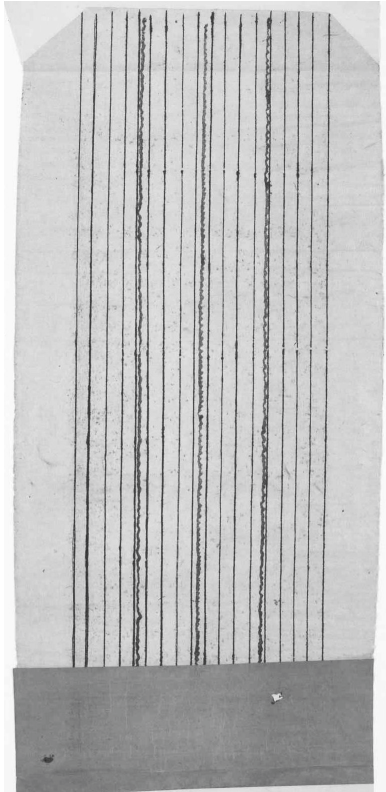


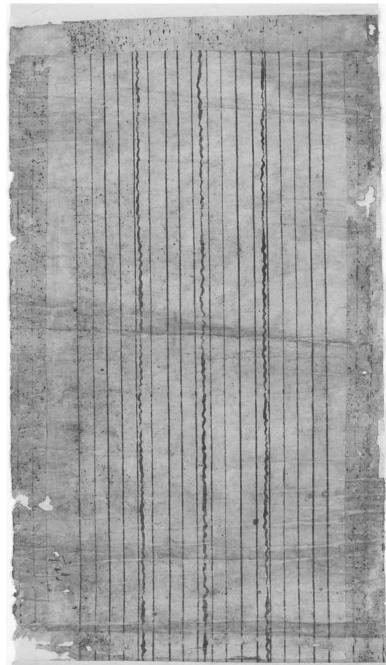
図3 「前の端継」 模式図 (佐々田 2017)



一切経・千手経充紙帳 (天平 14年)



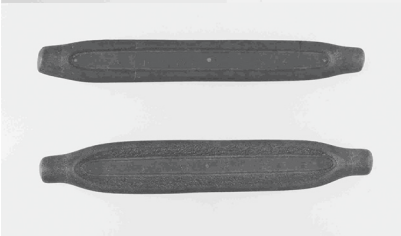
下纏 (正倉院文書 続修後集 28)



帙様 (正倉院文書 続修後集 28)

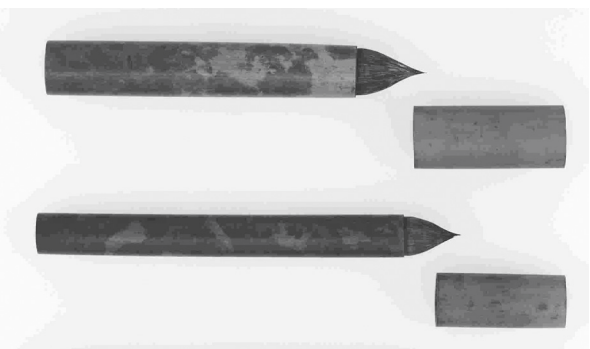


白絶腕貫



淨衣

墨



筆 (下段は全て正倉院宝物)